

表7. 2 開発許可制度関係手数料

(R1. 10. 1改正)

県条例第8条 該当号	手数料の名称	手 数 料 の 額 (円)			
		開発区域の面積	自己居住用	自己業務用	非自己用
第1号	法第29条第1項又は第2項の開発行為許可申請手数料	0.1 未 満	9,080	13,600	91,700
		0.1 ~ 0.3	23,600	32,000	141,000
		0.3 ~ 0.6	45,600	68,600	202,000
		0.6 ~ 1.0	91,700	130,000	277,000
		1.0 ~ 3.0	137,000	211,000	416,000
		3.0 ~ 6.0	182,000	286,000	538,000
		6.0 ~ 10.0	234,000	360,000	696,000
		10.0 以 上	319,000	508,000	920,000
第2号	法第35条の2第1項の開発行為変更許可申請手数料	申請1件につき次の額を合算した額（その額が920,000円を超えるときは920,000円）			
		開発行為に関する設計の変更（*のみに該当する場合を除く）については、開発区域の面積（*に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積）に応じ前号に規定する額に10分の1を乗じて得た額			
		* 新たな土地の開発区域への編入に係る法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ前各号に規定する額			
		その他の変更			10,700
第3号	法第41条第2項ただし書の建築許可申請手数料				49,100
第4号	法第42条第1項ただし書の建築許可申請手数料				28,200
第5号	法第43条第1項の建築許可申請手数料	敷地の面積 (ha)			
		0.1 未 満			7,270
		0.1 ~ 0.3			19,400
		0.3 ~ 0.6			41,400
		0.6 ~ 1			73,000
		1 以 上			102,000
第6号	法第45条の開発許可を受けた地位の承継承認申請手数料	自己居住用			1,830
		自己業務用 (1ha未満)			1,830
		自己業務用 (1ha以上)			2,710
		非自己用			17,000
第7号	開発登録簿の写の交付申請手数料	1枚につき			500
県手数料条例 第2条別表四 (租税特別措置法関係手数料)	優良宅地造成認定申請手数料	造成宅地の面積 (ha)			
		0.1 ~ 0.3			141,000
		0.3 ~ 0.6			202,000
		0.6 ~ 1.0			275,000
		1.0 ~ 3.0			415,000
		3.0 ~ 6.0			547,000
		6.0 ~ 10.0			701,000
10.0 以 上			925,000		